

札幌市個人情報保護条例及び札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例案

平成28年(2016年)11月29日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市個人情報保護条例及び札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部を改正する条例

(札幌市個人情報保護条例の一部改正)

第1条 札幌市個人情報保護条例(平成16年条例第35号)の一部を次のように改正する。

- (1) 第2条第4号中「第2項」の次に「(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。以下同じ。)」を加える。
- (2) 第32条中「又は情報提供者」を「若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者」に改める。
- (3) 第33条第1項第1号中「番号法第28条」を「番号法第29条」に改める。

(札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

第2条 札幌市情報公開・個人情報保護審議会及び札幌市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第2号中「第26条第1項」を「第27条第1項」に改める。

附 則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)附則第1条第5号に掲げる規定の施行

の日から施行する。

(理 由)

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正等を踏まえ、情報提供等記録の定義等について改正を行うほか、所要の規定整備を行うため、本案を提出する。